

# 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター安全委員会規程

## (目 的)

第1条 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の健康と就業（就業先等との往復の途上を含む。以下同じ）の安全に関する事項を検討し、その対策を推進するために「公益社団法人さいたま市シルバー人材センター安全委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に就業することができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) その他、会員の健康と安全に関する必要な事項。

## (組 織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、理事長が委嘱する。

3 委員会に、委員長・副委員長を置き、委員の中から互選する。

## (任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の運営は、委員長が当たる。

## (対策員の配置)

第6条 委員会のもとに、会員の健康と就業の安全を確保するため、シルバー人材センター事務所安全対策員（以下「対策員」という。）を置く。

2 対策員に関する取扱いは、別に定める要綱による。

3 委員会は、対策員を掌握し、指導教育を行うものとする。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (委員会の役割)

第8条 委員長は、必要の都度、委員会の検討結果を理事長に報告するものとし、理事長は、必要のある事項について理事会に報告するものとする。

2 委員会は、必要に応じて会員に対する巡回指導等を実施し、安全就業の指導、点

検を行うものとする。

(謝 金)

第 9 条 委員の謝金は日額 4,000 円とする。

(除 外)

第 10 条 前条の規定に関わらず、委員が役員である場合はこれを支給せず、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター役員報酬規程で定める額を報酬として支給する。

(委 任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

(庶 務)

第 12 条 委員会の庶務は、事務局が当たる。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 28 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。